

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 平成 30 年 1 月 5 日午後 3 時 00 分

2、開会の場所 役場庁舎 6 階審議会室

3、出席した委員は次のとおりです。

1 番 竹内 清	2 番 井澤 茂治
4 番 山本 功	6 番 森島 隆詞
7 番 森本 豊	8 番 上西 敏夫
9 番 浅田 清隆	10 番 松尾 純一
11 番 井上 和也	12 番 草嶋 邦子
13 番 岩井 三郎	14 番 太田 廣之

4、欠席した委員は次のとおりです。

3 番 宇井 忠朗	5 番 中井 利治
-----------	-----------

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

久保田博司	尾崎 庄平
中川 茂成	米澤 貞幸
杉島 勝久	

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

なし

事務局 石崎 勝巳
上田 恵

7、議案

第 1 号議案	農地法第 3 条による許可申請に係る許可について
第 2 号議案	平成 29 年度農用地利用集積計画（第 6 次）の決定について
第 3 号議案	農地法第 4 条の規定による許可申請（知事権限）に係る意見について
第 4 号議案	農地法第 5 条の規定による許可申請（知事権限）に係る意見について
第 5 号議案	非農地証明交付申請の承認について
報告第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号	農地法第 4 条の規定による転用届出の受理について

報告第3号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について

8、署名委員

12番 岩井 三郎

1番 竹内 清

9、閉会の日時

平成30年1月5日午後4時25分

審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成 30 年第 1 回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は 14 名中 12 名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第 27 条 3 項により、総会が成立していることを報告します。また、農地利用最適化推進委員は 5 名中 5 名の方に出席いただいております。

それでは、改めて皆さん明けましておめでとうございます。平成 30 年の新春を家族共々清々しくお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

本日の署名委員さんは、13 番岩井副会長、1 番竹内委員のお二人にお願いします。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可についてを議題とします。

それでは事務局、議案の朗読及び説明を願います。

事務局 朗読。

場所については、次のページをごらんください。

イマージュホール of JR、近鉄線を越えて東に位置するところでございます。

本件の譲受人につきましては、経営農地の全てを耕作されており、農機具の所有状況、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第 3 条第 2 項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 それでは、当該地については、現地担当委員の井上委員に現地確認を行っていただいております。井上委員、補足説明を願います。

井上 11 番、井上です。

ただいま事務局より提案説明のありましたとおり、12 月 27 日、事務局上田さんと申請のありました現地を確認しました。現地は荒廃農地でしたが、現地確認の日に草を刈られておりました。

また、譲受人は近隣農地を耕作されており、今後も適正な利用が見込まれるため、現地担当委員としては問題ないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、本件に関する審議をお願いいたします。何かご異議ございますか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者全員)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。1番目の議案は許可することに決定いたします。

議 長 それでは事務局、2番の議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局 朗読。

場所については、次のページをごらんください。

関西電力祝園変電所の北に位置するところでございます。

本件の譲受人につきましては、経営農地の全てを耕作されており、農機具の所有状況、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 当該地については、現地担当委員の草嶋委員と中井委員に現地確認を行っていただいております。代表して草嶋委員、補足説明をお願いします。

草 嶋 12番、草嶋です。

ただいま事務局より提案説明のありましたとおり、12月25日、中井委員、事務局上田さんと申請のありました現地を確認しました。現地は現在農地として適正に管理されておりました。今後も適正な管理が見込まれるため、現地担当委員としては問題ないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、本件に関する審議をお願いします。何か異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者全員)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。2番目の議案は、許可することに決定いたします。

議 長 事務局、3番の議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局 朗読。

場所については、次のページをごらんください。

菱田の春日神社の北東に位置するところでございます。

本件の譲受人につきましては、経営農地の全てを耕作されており、農機具の所有状況、農作業従事日数につきまして要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

当該地については、現地担当委員の浅田委員に現地確認を行っていただいております。浅田委員、補足説明をお願いします。

浅 田 9番、浅田です。

ただいま事務局より提案説明のありましたとおり、12月26日、事務局上田さんと申請のありました現地を確認しました。現地は現在農地として適正に管理されておりました。

また、譲受人は隣接農地を耕作されており、今後も適正な利用が見込まれるため、現地担当委員としては問題ないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、本件に関する審議をお願いします。何かご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者全員)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。3番目の議案は、許可することに決定いたします。

議 長 第2号議案、平成29年度農用地利用集積計画（第6次）を議題とします。それでは事務局、1番目から10番目の議案の朗読及び説明を願います。

事務局 朗読。

場所については、次のページをごらんください。

株式会社モリシタの西に位置するところでございます。

8ページにお戻りください。

朗読。

場所については、次のページをごらんください。

ヒメカン祝園店のJ R、近鉄線を越えた東に位置するところで2カ所印があるうちの西側でございます。

8ページにお戻りください。

朗読。

場所については、18ページをごらんください。

こまだ保育所の北西に位置するところでございます。

9ページを開いてください。

朗読。

場所については、17ページをごらんください。

ヒメカン祝園店の J R、近鉄線を越えた東に位置するところで2カ所印があるうちの東側でございます。

9ページにお戻りください。

朗読。

場所については、19ページをごらんください。

今井歯科の南に位置するところでございます。

9ページにお戻りください。

朗読。

場所については、20ページをごらんください。

こまだ保育所の北に位置するところでございます。

10ページを開いてください。

朗読。

場所については、次のページをごらんください。

菱田集落の北に位置するところで5筆ございます。

次のページを見ていただきまして、同じく菱田の集落の北に位置するところで4筆ございます。

11ページを開いてください。

朗読。

場所については、次のページをごらんください。

華工房の北に位置するところでございます。

次のページを開いていただきまして、華工房の J R、近鉄線を越えて東に位置するところに2筆、合計3筆ございます。

11ページにお戻りください。

朗読。

場所については、次のページをごらんください。

精北小学校の西に位置するところでございます。

11ページにお戻りください。

朗読。

場所については、次のページをごらんください。

新池の西に位置するところで2筆ございます。

以上です。

議長 それでは、本件の議案について審議をお願いいたします。何かご異議ございますか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者全員)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。1番から10番の計画案は決定いたしました。

議 長 次に11番ですが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、〇〇委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

(〇〇委員退席)

議 長 それでは事務局、11番の議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局 朗読。

場所については、次のページをごらんください。

精華町消防本部の北に位置するところで2筆ございます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、本件の議案について審議をお願いいたします。何かご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者全員)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よって、本計画案は決定いたしました。

〇〇委員が席に戻られるまでしばらくお待ちください。

(〇〇委員着席)

議 長 それでは、次に 12 番から 14 番ですが、農業委員会等に関する法律第 31 条（議事参与の制限）により、〇〇委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

（〇〇委員退席）

議 長 事務局、12 番から 14 番の議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局 朗読。

場所については、次のページをごらんください。

むくのきセンターの北に位置するところで 3 筆ございます。

12 ページにお戻りください。

朗読。

場所については、35 ページをごらんください。

祝園神社の北西に位置するところで 2 筆ございます。

13 ページにお戻りください。

朗読。

場所については、36 ページをごらんください。

中川包装産業の南に位置するところで 2 筆ございます。

次のページを見ていただきまして、同じく中川包装産業の南東に 1 筆ございます。

次のページを開いていただきまして、下粕インターチェンジの東に位置するところに 7 筆、合計 10 筆ございます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、本件の議案について審議をお願いいたします。何かご異議ございませんか。

（異議なし）

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

議 長 それでは、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者全員）

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よって、本計画案は決定い

たしました。

〇〇委員が席に戻られるまでしばらくお待ちください。

(〇〇委員着席)

議 長 ありがとうございます。

第3号議案の前に、ここで休憩をしたいと思います。後ろの時計、50分まで、約10分間ぐらいあると思いますので、休憩いたします。

時に午後3時40分

議 長 それでは、再開いたします。

時に午後3時50分

議 長 第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請に係る意見についてを議題とします。事務局、議案の朗読及び説明を願います。

事務局 朗読。

場所については、次のページをごらんください。

精華町役場の北に位置するところでございます。

本件の立地基準につきましては、農地区分はおおむね500メートル以内に精華町役場と川西小学校があることから、第3種農地と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当である、目的実現が確実である、周辺農地への営農への支障がない、以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

当該地については、地区担当委員の上西委員と井澤委員に現地確認を行っていただいております。代表して上西委員から補足説明をお願いします。

上 西 8番、上西です。

ただいま事務局より提案説明のありましたとおり、12月25日、申請者と井澤委員、事務局上田さんと申請のありました現地を確認しました。現地は農地として適正な管理が一応されていまして、既にローラーを敷かれていたみたいなき感じだったのですけれども、特に問題はないと思います。

また、雨水排水は東側の側溝へ放流され、汚水等は発生しません。転用により周辺の営農への支障もないものと判断しましたので、地元農業委員として問題な

いと考えております。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、本件の許可に関する審議をお願いします。
意見がありましたら、挙手の上、ご発言ください。何かご異議ございますか。
(異議なし)

議 長 異議がないようですので、許可相当という意見を付けて、知事に進達することに決定します。よろしいでしょうか。
(異議なし)

議 長 第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請に係る意見についてを議題とします。事務局、議案の朗読及び説明を願います。

事務局 朗読。
場所については、次のページをごらんください。
関西電力祝園変電所の北に位置するところで2筆ございます。
本件の立地基準につきましては、農地区分は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない小集団の生産性の低い農地と判断されます。
また、一般基準につきましては転用目的が妥当である、目的実現が確実である、周辺農地への営農への支障がない、以上のことから農地法第5条第2項の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えます。
以上です。

議 長 ありがとうございます。当該地については、地区担当委員の草嶋委員と中井委員に現地確認を行っていただいております。代表して草嶋委員から補足説明をお願いします。

草 嶋 12番、草嶋です。
ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、12月25日、申請者と中井委員、事務局上田さんと申請のありました現地確認をしました。現地は農地として適正な管理がなされており、雨水排水は南側の水路へ放流され、汚水等は発生しません。隣接農地との境界には、土砂の流出防止のために擁壁を設置されます。
以上のことより、隣接転用により周辺の営農への支障もないものと判断いたしましたので、地元農業委員として問題ないものと考えております。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、本件の許可に関する審議をお願いいたします。意見がありましたら、挙手の上、ご発言ください。
上西委員さん。

上 西 8番の上西です。
駐車場にされるということですが、入口はどのようにされるのですか。道から結構深い場所になってますので。

事務局 地図で言ったら北側の道のところからスロープを付けてとめられるような形にすると。ちょっと段差があるのですけれども、この地図で言ったら一番南側の一番西側のところに階段を付けて、そこから上がれるようにするという形で、今回の譲受人さんの〇〇さんがこの近くにある〇〇さんなのですけれども、そこが増築されることによって、今までとめていた車のスペースがなくなってしまうのでということで、近くのどこか転用できる場所ということで、今回この農地が申請で上がっているような状態になります。
この近くの〇〇に通われるのに、ここにとめてということで転用が出ております。

議 長 ほかにご意見等ございますか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、許可相当という意見を付けて、知事に進達することに決定します。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 第5号議案、非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。事務局、1番の議案の朗読及び説明を願います。

事務局 朗読。
場所については、次のページをごらんください。
堀池商店の西に位置するところでございます。
以上です。

議 長 当該地については、私と地区担当委員の井上委員と上西委員とで現地確認を行

っております。代表して、井上委員から補足説明をお願いします。

井 上 11 番、井上です。

ただいま事務局より提案説明のありましたとおり、12月22日に太田会長、上西委員、事務局上田さんと申請のありました現地を確認しました。当該農地はかなり小面積で草が生えていましたが、木などは生えておりません。農地への復旧が困難とは言い切れない状態でした。

また、隣接農地は全て耕作されている状態でしたので、ここを非農地とすると周辺農地へ何かしら影響があるのではないかと考えております。

以上です。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。それでは、本件に関する審議をお願いします。
竹内委員。

竹 内 1 番、竹内です。

今、地区担当委員の方から説明いただきまして、私はここで賛同の意見をちょっと申し述べたいと思います。

実は今、説明されたとおり、この地図を拝見しておりますと、やはり農地で、かつ周辺が全部農地ですよ。かなり入り組んでいるし、おっしゃるとおり、非常に面積が小さいですけれども、将来面開発をなさるときに、これ非農地になってしまうと除外するのが非常に難しくなると思うんですね。

したがって、このまま復旧できるような農地のままにされるのが地域のためには一番いいのではないかなど。

そして、もう一つ付け加えさせてもらいますと、私も農業委員、20年近くやらせてもらっていますが、実は初期の頃に3条申請と4条申請については、特に地区外、町外の方とかそういう人たちがお持ちになる場合は、活用される場合は誓約書をとるよという慣行があるはずなわけです。

したがって、これは松尾委員も記憶されていると思うのですが、そういう意見が出まして当時の、20年近く前ですけれども、そういう慣行がなされていると思います。これが二つ目ですね。

それから、三つ目としては、やはりこれはおっしゃるように道路に面して、かなり入口ですよ。ここが非農地になってしまうと、いろいろ農作業に支障を来すと思うんです。

そんな意見から私のほうも今の地区担当委員のご説明に賛同したいと、かように申し上げます。以上です。

議 長 ほかに何かございませんか。
上西委員さん。

上 西 8番の上西です。

私もここ一緒に行って現地視察させていただいたのですけれども、両方が田んぼをやっておられて、この田んぼが申請のある田んぼで水田をやりなさいとかいうのはちょっときついかなど。

ただ、畑をする分には十分できる。

現状がすごく荒れているのですよね。今年1回も刈っておられないのではないかと。隣の方がすごく迷惑されていると思います。

どうしても耕作ができないのであれば、する気とかなければ、一応草を刈って周りに草に対する被害が出ないように配慮をして、やっぱり農地として残していただいたほうがいいんじゃないかなと思います。それでないと、認めますと今、竹内さんが言われたような問題とか、それからまた放っておかれたらますます、ほんにちょっとのところのすごく問題、隣の方が迷惑されると思いますので。

議 長 はい、ありがとうございます。
浅田委員さん。

浅 田 9番、浅田です。

まず、理由説明が分からない。「残地として残っていることを知らなかった」と。そうすると、今日まで農業委員として、委員会として荒地の調査とか何かしているが、連絡も一回もしてないと、こういう意味でとっていいわけ。自分の土地がどこにあるのか分からないから放ったらかしだからといたら、本来ならば農業委員会から、「あんた、土地の管理しなはれ」と、こういうことで指導してきているのと違うのですか。この理由自体が本人知らなかったらと、それはひょっとしたらどこにあるのか知らないかもわからない。だけど、行政側の対応としては、「それはおたくの土地ですやろ」と今まで指導しているはずなのに、理由自体が全然知らなかったって、こんなの理由にならないだろうと。

だから、行政の怠慢か、それとも向こうが意図的にそういう理由にしたのか、ここら辺は受けたときに行政としては知らなかったと言われて、ああ、そうですかと、私はこんなんそもそも理由にならないのではないかと。小さくて耕作できないから荒地で放っておいたと、こういう理由だったら何ほかでも理解はできるのだが、自分の土地があって行政が何年かに1回、この現地調査やら今までさせてもらっているわけで、当然通知を出しているはずだろうと。通知も何も出さないと、ただ行政としては、ああ、荒れているなど、それだけで事務処理しているの

だったら、我々が今やってきている今日までの仕事は一体何なのかと。だから、そもそも受けたときの行政の対応策として一体どうなんだと、知らなかったなんてちょっと待ってと。よそから今日養子に来たのだと、それは知らなかったんだというのなら分かります。何十年も住んでいるのだから、その辺からちょっと説明してくれませんか。

以上です。

議 長 事務局、何か対応は。

事務局 事務局からです。

今の浅田委員の行政としては何を見て受付をしているのだというお話です。今回の申請のときの受付けした者ですが、今、体調不良で休んでいまして、そこらの部分をこれまでに本来は確認したかったのですが、その辺のいきさつだとかが確認とれてなくて、あと今、いろんなご意見等もございましたので、これは後々、今から会長さんからこの分の審議はどうされるかというのはまた話があると思いますが、それもあわせてそこらのいきさつなりそういったものは、また調べたいとは思っているのです。

いずれにしても、こういった形であくまで申請内容は本人さんといいますが、申請者が書かれていますので、ここをこう書いてくれというふうな誘導まではできませんもので、ちょっと今回こういう形で受付けに従って今回のこの議案に出させてもらっているのです。

しかし、その辺は行政のほうも調べたいなと今考えているところではあります。すぐにどういった状況だったのかというのはここでは申し上げられないので、申し訳ございません。

議 長 副会長。

岩 井 今の案件につきまして、会長ともちょっとお話をさせてもらった経緯がございますが、隣接農地が耕作されているというところがございます、できれば隣接の方々にこの農地を耕作していただける、ほかの者がここに入るということは現状なかなか難しいところがございます。

そこで、委員会の役員としては、最適化推進委員さんに表に出させていただいて、隣接の農地の方に、できれば仮に草刈りでもしていただいて、その対価とかそういうのはいろいろあるかと思いますが、そこら辺の調整を、初めてこういうことを私たちのほうから申し上げるのですけれども、そういう調整をこの1回ないし2回の委員会、次回、それから3月ございます、この間に調整を期間置いてや

っていただけたらなという思いもございます。その辺も含めてちょっと時間をいただきたいなという思いはございます。

以上でございます。

森 本 1点、よろしいですか。ちょっとお聞きしたいのですけれども、この方はこれ以外にどこかまだ田とか畑は持っておられるのですかね。

事務局 すみません。今、持ち合わせの資料がないので、そこまでは今はお答えできないのですけれども。

森 本 というのは、これだけしか持っておられないのですか。これ平成6年から……ですけれども、当然最初からわずかであっても固定資産税は毎年払っておられるわけですね。そしたら、自分ところの畑というのは当然分かっているはずなのですね。それを今まで放っておいて、今回……ちょっと考えられないような内容なのですね。これは……というふうに感じました……。

議 長 これ、私の思いから見ますと、精華大通りの買収のときに残った残地だと思いますね。精華大通りが新設になったときだと思いますが。だから、当然これは分筆で18-1とかになっていると思うんですよね。これ買収の残地だと思いますが、そこらで売却したときには当然分かっているだろうと。分筆してますから。そうなんだと思いますが。

ほかに何かございませんか。

一応、こちらとしましては、さまざま意見、案が出ておりますので、採決を保留したいと思いますが、保留にするという案でご異議ございませんか。持ち越しという形のもので。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、1番目の採決については次回に見送ります。ありがとうございました。

議 長 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを報告します。事務局、報告の朗読を願います。

事務局 朗読。

場所については、次のページをごらんください。

西北集会所南西に位置するところで、2カ所印のあるうちの南側でございます。

朗読。

場所については、46 ページをごらんください。

西北集会所南西に位置するところで、2カ所印のあるうちの北側でございます。
以上です。

議 長 専決処理しました件ですが、この際、何か質問等ございませんか。

(な し)

議 長 それでは、報告第1号を終わります。

議 長 報告第2号、農地法第4条の規定による届出の受理（専決処理）についてを報告します。事務局、報告の朗読を願います。

事務局 朗読。

場所については、次のページをごらんください。

京都廣学館高等学校の北西に位置するところで2筆でございます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。専決処理しました件ですが、この際、何か質問等ございませんか。

(な し)

議 長 それでは、報告第2号を終わります。

議 長 報告第3号、農地法第5条の規定による届出の受理（専決処理）についてを報告します。事務局、報告の朗読を願います。

事務局 朗読。

場所については、次のページをごらんください。

18街区に位置するところでございます。

以上です

議 長 ありがとうございます。専決処理しました件ですが、この際、何か質問等ございませんか。

(な し)

議 長 なければ報告第3号を終わります。議案書につきましては以上でございます。

<その他>

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。次回の総会は、2月5日月曜日に開催したいと思います。皆様のご都合はいかがでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、次回の総会を2月5日月曜日と決定いたします。後日、文書で通知いたします。

議 長 これをもって、本日の予定しておりました議事は全て終了いたしました。委員の皆さん、長時間にわたり、慎重審議大変ご苦労さまでございました。これをもって、総会を閉会させていただきます。委員の皆さん、議事進行にご協力賜り大変ありがとうございました。

時に午後4時25分